

愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金 Q & A

No.	質 問	回 答
1	どのようなヘルメットが補助の対象となりますか？	S Gマーク、J C Fマーク、C Eマーク、G Sマーク、C P S Cマークの他、各マークの安全基準に適合することを証するマークが付されている自転車乗車用ヘルメットが対象となり、イベント会場には上記マークが付されているヘルメットのみ用意しております。
2	対象となる高齢者の範囲は？	令和7年度に満65歳以上になる方（昭和36年4月1日以前に生まれた方）が対象となります。
3	現在64歳で来年の1月に65歳になるのですが、補助の対象者となりますか？	昭和36年4月1日以前に生まれた方であれば対象者となります。
4	県外在住で愛媛県に持家があるのですが、補助の対象となりますか？	愛媛県内に住所を有する方が対象となります（身分証明書で確認させていただきます）。
5	ヘルメットの購入金額が2,980円だったのですが、補助金は3,000円貰えますか？	ヘルメット購入金額が3,000円未満の場合は、ヘルメット購入に要した費用分の2,980円が補助金額となります。
6	どこのお店で購入したヘルメットでも補助の対象となりますか？	イベント会場にて購入されたヘルメットのみ、補助の対象となります。
7	インターネットで購入したヘルメットは補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。
8	既に入っているヘルメットをイベント会場に持参した場合、補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。
9	申請時には愛媛県在住でしたが、その後他県へ引っ越す事になりました。その場合、補助の対象となりますか？	申請時に愛媛県在住であれば、補助対象となります。

10	補助金は口座振込しかできませんか？	申請者名義の口座振込に限らせていただきます。
11	他の補助金との併用はできますか？	市町等の補助金制度を利用される場合は、県の補助金を受けることができません。
12	購入日当日、身分証を忘れた場合ヘルメットの購入及び補助金の申請はできないのですか？	イベント当日に身分証を忘れた場合でも、ヘルメットの購入は可能です。 補助金は、会場でお渡しする封筒に申請書類等を同封し、愛媛県庁に送付することで申請できます。但し、65歳未満の方は補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。